

しまね福祉教育推進ビジョン

～地域共生社会を目指し、共に生きる力を育む～

島根県社会福祉協議会
島根県福祉教育推進協議会

人・そだて人・ともに人・くらす わが島根づくり

目次

はじめに	1
I 本書の活用について	2
II 島根県を取り巻く現状	3
1. 統計を踏まえた島根県の現状	
2. 地域の動き	
III 福祉教育とは	4
1. 福祉教育の目的	
2. 福祉教育の大切な視点	
3. 福祉教育の進め方	
4. プラットフォームについて	
IV 今後の方向性	7
1. 関係者がいま取り組んでいること	
2. 今後の方向性	
3. 「しまね福祉教育推進ビジョン」を踏まえた島根県社会福祉協議会の取り組み	
「しまね福祉教育推進ビジョン」の全体イメージ	12
資料編	13
福祉教育推進指針策定委員会 委員・アドバイザー名簿	16

はじめに

本県における福祉教育は、昭和52年度に児童・生徒を対象とした「社会福祉研究指定校事業」を島根県社会福祉協議会（以下、島根県社協）が実施してから本格的に取り組まれるようになり、多くの市町村社会福祉協議会（以下、市町村社協）においても学校指定を行うようになるなど、県内全域に広がっていきました。

その後、学校・市町村社協・公民館の協同による、地域を基盤とした「地域ふれあい学習推進事業」、地域の生活・福祉課題の共有を目的とした「ふるさと福祉学習推進事業」、そして平成28年度からは県民一人ひとりのライフステージや生活場面等に応じた「ふくしの学びあい」を目的とした「『ふくしの学びあい』推進事業」を実施し、学校現場や地域における福祉教育を進めています。

令和2年度～5年度までの展開方針を定めた「しまね流ふくし教育推進指針」では、生活困窮や社会的孤立等の問題を背景に、地域福祉の課題が多様化・深刻化するなかにあって、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の視点に立った“排除しない、無関心でない”地域づくりを福祉教育の大切な視点として取りまとめました。

この間、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会の実現」という目標が掲げられました。このことを受け、島根県社協としても幅広い分野の関係者と連携した支え合いの仕組み作りを、さらに推進する必要があります。

今後は、地域共生社会の理念である「共に生きる」関係性をつくるために、誰もが社会の一員として生きがいをもちながら、自分たちの暮らす地域社会を住みやすくしていくための働きかけができる人材を育む福祉教育を展開していく必要があります。また、福祉教育を関係組織・団体と「協同実践」で進めていくことで、福祉教育に関わる地域の関係者相互の学びあい、多様性を受入れる土壌の形成や、地域の新しい価値を創出し、人口減少社会に向かう中においても地域社会を変革していく力が備わることも期待されます。

本書は、地域共生社会の実現に向け、本県の福祉教育に関わる関係者が目指すべき方向性の共通認識をもつこと、そして、これまでも大切にしてきた社協、学校・社会教育、関係組織・団体の協同をより深めるための方向性をまとめたものです。

策定にあたっては、令和7年度に「福祉教育推進指針策定委員会」を立ち上げ、学識経験者や市町村社協職員、行政関係者、地域関係者からなる委員、そしてアドバイザーとともに、今後の福祉教育に必要な視点について検討を重ねました。

福祉教育に携わる皆様にご覧いただき、今後の福祉教育実践の参考としていただけると幸いです。

令和8年3月

社会福祉法人島根県社会福祉協議会

I 本書の活用について

本書は島根県内の社協職員をはじめ、学校・教育関係者、関係組織・団体等が福祉教育の目的や進め方を共有し、協同実践のきっかけとなることをねらいとしています。

福祉教育について考える皆様が日々の取り組みや計画づくりの中で、以下のような形でご活用ください。

(1) 社会福祉協議会

- ◇ 地域福祉活動計画をはじめとする各種計画への反映や関係者への働きかけ
- ◇ 本書を参考とした福祉教育事業・プログラムの点検や見直し

(2) 学校・社会教育

- ◇ 「しまね教育振興ビジョン（令和7年度－令和11年度）」と福祉教育の関連
島根らしい魅力ある教育の推進
 - ・ 誰もが、誰かの、たからもの。
 - ・ 人とのふれあい、つながりによる学び
 - ・ 子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現
- ◇ 学校における福祉の学びについて理解を図る参考資料
- ◇ 公民館等における福祉の学びについての理解を図る参考資料

(3) 関係組織・団体（福祉施設・事業所、NPO・ボランティア団体、企業、地域住民など）

- ◇ 地域の子どもや住民とともに学び合う機会での活用
- ◇ 地域生活課題の共有や共感の輪を広げる取り組みを検討する際の参考資料
- ◇ SDGsの取り組みと福祉を関連づける際の参考資料

II 島根県を取り巻く現状

島根県では、人口減少社会を迎える中で、これまで地域で自然に育まれてきた「人と人とのつながり」や「顔の見える関係性」が次第に変化しています。地域共生社会の実現に向けて、こうした変化を知りながら、それぞれの暮らす地域はどのような状況にあるのか目を向ける必要があります。

1. 統計を踏まえた島根県の現状※¹

(1) 人口・世帯

島根県の推計人口は、令和7年9月1日時点で633,609人（男性307,140人、女性326,469人）であり、65歳以上の割合（高齢化率）は約34.7%と、全国でも高い水準にあります。高齢化の進行に伴い、高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者世帯も増加しています。（P13 / 表1・2）

(2) 地域の「つながり」の変容

島根県の中山間地域における実態調査結果によると、人口減少と高齢化が進み、地域生活を支える担い手の確保はこれまで以上に困難になっています。県全体の約4分の1（24.5%）にあたる918集落が、高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下の小規模な集落となっており、そのことを背景に様々な困りごとも出ています。（P14 / 表3）

(3) 多文化社会の進展

人口減少や人手不足を背景に、技能実習生や特定技能労働者、留学生などを中心として外国人住民が増加しています。島根県の調査によると、県内に暮らす外国人住民は令和6年度時点で1万人を超えています。こうした中、言葉の壁や文化の違いを踏まえながら共に暮らしていくための取り組みも必要です。（P14 / 表4）

2. 地域の動き

島根県内では、子どもだけでなく大人・高齢者などだれもが参加できる「子ども食堂」などの居場所づくりが着実に広がっています。例えば、県内では令和8年1月末時点で152か所の子ども食堂が開設※²されており、世代を超えた交流の場として定着しつつあります。

また、学校教育においては、「ふるさと教育」を推進する中で、子どもたちの学びの中に福祉を取り入れる動きも見られます。

人口減少社会を迎える中であっても、誰もが社会の一員として「共に生きる」関係性を育むことによって、より良い地域を形成していくことができます。

このような中で、福祉教育は子どもから大人まで年齢や立場が異なる人たちが出会い、学び合い、「共に生きる」関係性を育むためのきっかけとなります。

※¹ 各種統計を示す表は、資料編にて掲載

※² 島根県社協の調査による数値

Ⅲ 福祉教育とは

～誰も「ふだんのくらしのしあわせ」を実現するための学び合い～

1. 福祉教育の目的

今日的な福祉教育の目的は「地域共生社会を実現するために、共生の文化を作ること」です。これまで本県における福祉教育は、地域の暮らしや福祉の課題を知り、その解決に向けた支援方法を学ぶことを目的に、地域の中で困りごとを抱える人への理解を深め、支援の輪を広げる取り組みとして、多くの学校や地域で展開されてきました。

しかし、地域社会の状況が変化するなか、これからの福祉教育には特定の課題解決を目指すだけでなく、「地域共生社会」の理念のもと、地域住民や多様な主体が参画し、互いに支え合う関係を育むことが重要です。そのためには、憲法第13条や第25条に規定された基本的人権の尊重が前提にあることを理解し、他者への共感や「協同」の姿勢を育て、より良い地域に向けた実践力を身につけることがこれからの福祉教育の大切な目的です。

2. 福祉教育の大切な視点

島根県社協がこれまでに策定した「しまね流ふくし教育推進指針」で取りまとめた福祉教育の視点も踏まえつつ、これからの福祉教育を推進する上で大切な視点を以下のとおり整理します。

(1) 住民の主体形成を促す

学びや実践を通して、地域に暮らす一人ひとりが自分の暮らしや地域のことを自分事として捉え、考え、自ら行動する主体として育つことを大切にします。こうした主体形成が、地域の支え合いやつながりを生み出し、地域共生社会の実現につながります。

(2) 共感・当事者性を育む

これまでの福祉教育は、高齢者や障がいのある人への理解や共感を主として進められてきましたが、地域の状況が変化する中で、子どもや若者、外国人、一人暮らしの人など様々な人たちとより広い視野でつながり、お互いのことを考えることが必要です。

(3) 地域の特色を学びにする

共通の課題や「前年並み」「体験のみ」のような一律の内容として考えるのではなく、各地域の生活場面を取り上げることで、一人ひとりの気づきを促しながら地域への愛着を育てます。地域では課題だけが増えているわけではなく、よりよい地域に向けた取り組みも広がっています。これらを学びの素材とし、地域は自分たちの力で変えていくことができるという意識を醸成します。

(4) 協同実践で取り組む

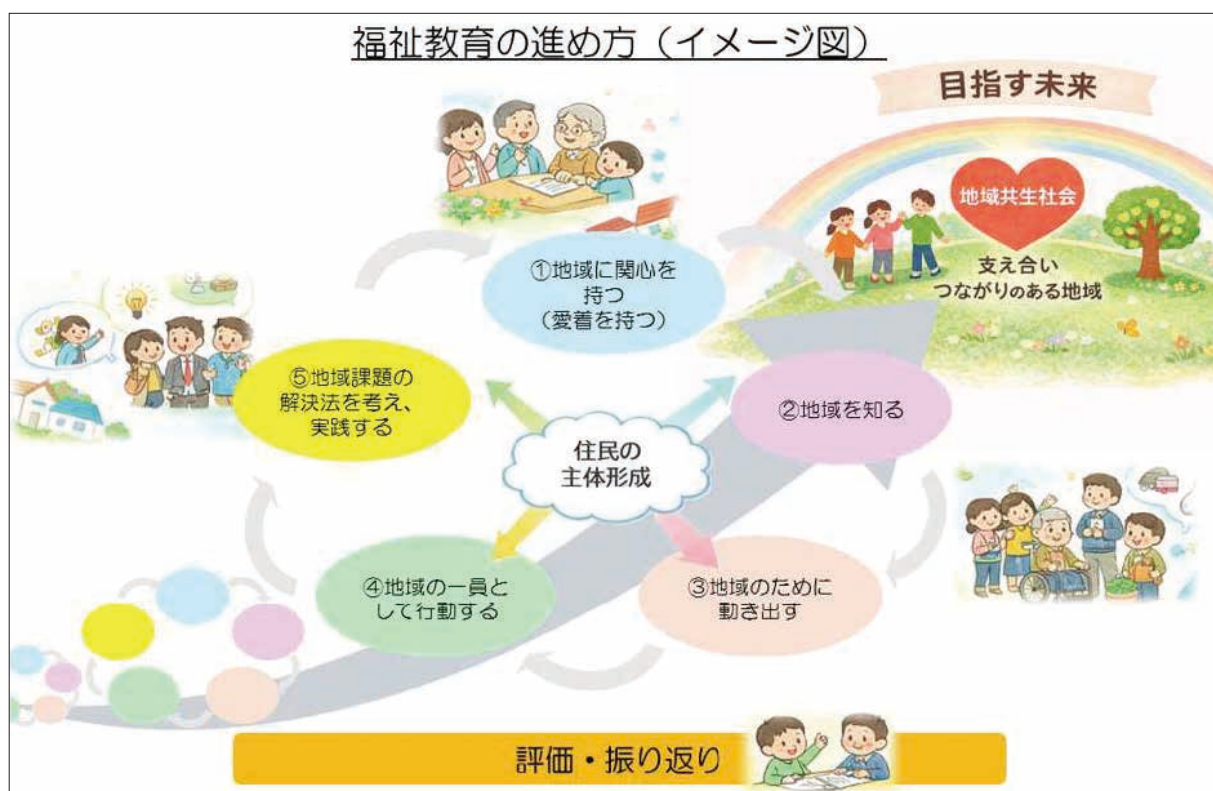
福祉教育に携わる関係者を繋ぎ、それぞれの立場でアイデアを出し合いながら実践します。

同じ目標に向けて、ともに実践を行う姿勢をもつことで、福祉教育の実践がより豊かになります。

3. 福祉教育の進め方

福祉教育は、学びの主体者が地域の暮らしや福祉の現状を知り、自分自身との関わりや身のまわりの課題に気づくことから始まります。なぜそのような課題があるのか学びながら、同時に課題解決に取り組む様々な人や活動と出会うことで、自分自身にできることを考えるきっかけになります。様々な活動に協力したり、考えたことに挑戦してみることで地域の状況が少し良くなると、さらに地域への愛着を感じ、次の課題に向かっていくことに繋がります。福祉教育は一つの取り組みで完結せず、取り組みの中で「振り返り」を重ねながらより良い地域の形成に向けて進めていきます。

また、これらの過程は特定の福祉事業やカリキュラムだけではなく、社協や学校、関係組織・団体それぞれの活動全体で意識することが大切です。



そして、福祉教育を関係者が協同して進めていくためには、これら過程の中で「プラットフォーム」を意識することが必要です。

4. プラットフォームについて

(1) プラットフォームとは

福祉教育におけるプラットフォームとは、福祉教育を協同実践で進めるための仕組みのことです。単に協議体や会議の場を設けるということではなく、関係者が対話し・学び合い・実践する関係性を地域の中につくることです。立場や専門の違いを越え、それぞれが持つ経験や思いを持ち寄り、福祉教育をそれぞれの地域に根差したものとして進めていくための土台になります。

プラットフォームには、一つひとつの実践を作っていくための「協同実践のプラットフォーム」から市町村域での福祉教育推進について考える「市町村のプラットフォーム」、県域組織の協同について考える「都道府県のプラットフォーム」などがあります。

(2) プラットフォームの具体化に向けて

ここでは、協同実践のプラットフォームについて意識する点を整理します。

① 目的を共有する

なぜ福祉教育に取り組むのか、どのような地域になったらよいか言葉にして共有することで、関係者が同じ方向を向くことができます。

例 「子どもから高齢者まで、誰もがつながる地域を目指したい」
「地域の防災意識を高めたい」 など

② 人をつなぐ

参加者を想定し呼びかけます。社協や学校だけではなく、関係組織・団体が関わるよう工夫することで学びが広がります。

例 福祉施設・事業所職員、企業の社会貢献担当者、地域振興・まちづくり・子育て支援・災害支援などに取り組むNPOやボランティア団体、地域住民・当事者 など

③ 現状・課題を共有する

子どもや高齢者、障がい児・者、地域で活動する人など、当事者それぞれの立場から見える地域の姿を持ち寄ります。「対話」を大切にすることで、協同実践で取り組むテーマが形になっていきます。

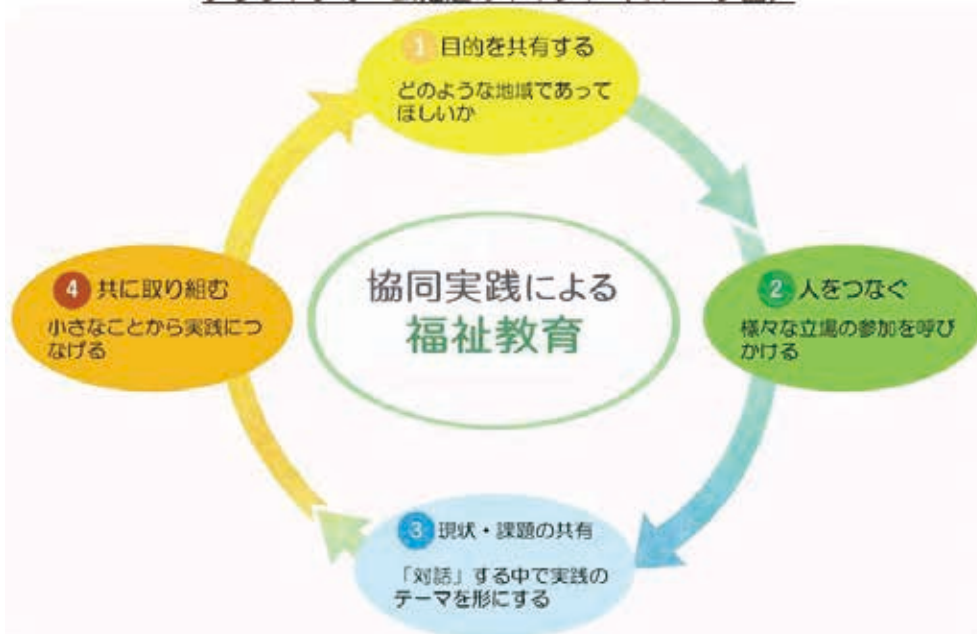
例 「子どもたちに障がいやバリアフリー・ユニバーサルデザインについて知ってほしい」
「外国人住民と交流する機会を持ちたい」 など

④ 実践する

形になったテーマについて、できることから実際に取り組むことが大切です。小さな実践の積み重ねが次の学びにつながります。

例 学校と地域が連携した福祉の学び、多様な世代が集う居場所づくり、企業と連携した地域活動 など

プラットフォーム推進のポイント（イメージ図）



IV 今後の方向性

これからの福祉教育には、地域共生社会の理念のもと、世代や立場をこえて多様な人々がつながり、共に学び、支え合う関係を築いていくことが求められます。そのために、学校・地域・関係団体が連携し、学びと実践を通して住民の主体形成を進めていくことが大切です。

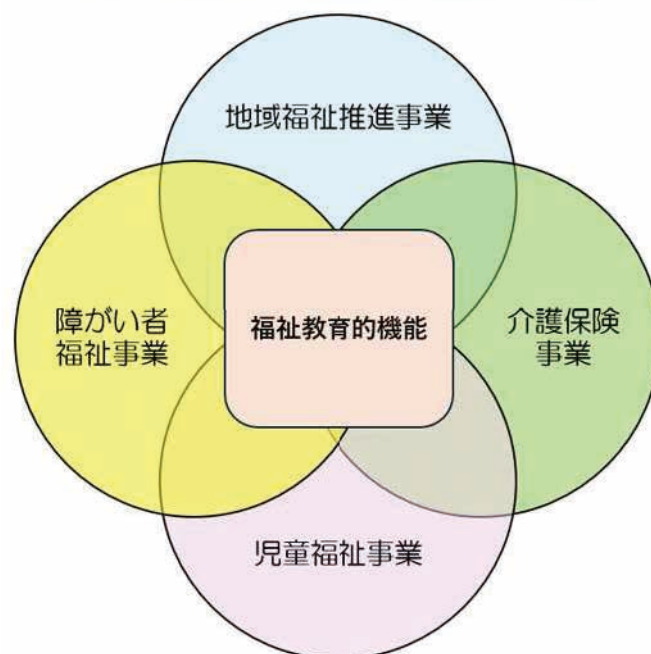
1. 関係者がいま取り組んでいること

(1) 社会福祉協議会（社協）の取り組み

社協は社会福祉法第4条に規定される「地域福祉の推進」を図る組織です。地域福祉の推進とは「地域に住む誰もが、困ったときに助けあい、安心して暮らせるようにしていくこと」であり、こうした地域に向けて必要なのが福祉教育です。近年は特に、世代や属性を問わない「つながり」を意識した福祉教育が重視されています。

地域生活課題が複雑化・多様化する中で、社協の取り組みもまた多様化していますが、社協が日頃から取り組む一つひとつの活動の根幹には、地域住民の理解と参加が不可欠です。社協の取り組みの中には常に福祉の「学び」があり、この「福祉教育的機能」を意識しながら学校や関係組織・団体と協同実践し、より良い福祉教育を目指しています。

福祉教育的機能（イメージ図）



(2) 学校・社会教育の取り組み

「島根らしい魅力ある教育の推進」との関連

島根県教育委員会において、島根県の教育の方向性を示す「しまね教育振興ビジョン（令和7年度～令和11年度）」が策定されました。ここでは、「島根らしい魅力ある教育の推進」として、「誰もが、誰かの、たからもの。」「人とのふれあい、つながりによる学び」、「子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現」が掲げられています。お互いの個性や多様性を認め合い、励まし合い、支え合いながら、「自分が誰かのたからもの」であり「誰もが自分のたからもの」と思える教育、人が人から学ぶ、人が人を育てる学び、人との関わりの中で本物に触れる体験等とおした学びは、しまね福祉教育推進ビジョンで掲げる「共に生きる力を育む学び」と関連するところです。

学校では、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができる人権感覚を醸成する人権教育が、学校教育活動全体をとおして行われています。また、「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を

「養うこと」を目的とした道徳教育を発達段階に応じて行うなど、福祉教育として掲げている「誰も『(ふ)だんの(く)らしの(し)あわせ』を実現するための学び合い」と関連する学習活動が行われています。

地域の教育資源(ひと・もの・こと)をいかした「ふるさと教育」では、地域の人(ひと)から地域の良さ(もの・こと)を学ぶとともに、地域の良さがこれからも続いていくために子どもたちが自分にできることを主体的に考え、行動していく学習を行っている学校もあります。このような取り組みは、福祉教育が目指す「当事者との出会い」や「地域の特色を起点とした学び」に通じるものであり、このような学びのつながりが、地域福祉の推進に資するものとなっています。

地域社会では、公民館等の社会教育施設を中心に、持続可能な社会の創り手の育成を目指し、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」に資する学びが行われています。なかでも、多世代の交流による地域活性化、災害時に備えた互助・共助の推進、多文化共生、人権・同和教育など、地域の特色に応じた事業や学びを通して、住民の地域福祉の視点の醸成が図られています。

<参考>

「しまね教育振興ビジョン」

(URL) <https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/iinkai/keikaku/vision21/>

「しまねのふるさと教育」

(URL) <https://eio-shimane.jp/furusato/>

(3) 関係組織・団体の取り組み

近年、子どもたちを取り巻く社会環境が変化する中で、NPOやボランティア団体の間では、改めて「青少年が健やかに育ち、自立していく」とはどういうことかを考える動きが広がっています。特に、子どもたちが自分らしく生きる自由や、子どもたちの意見が尊重される環境づくりが重視されています。

また、2015年の国連サミットにおいて、2016年から2030年までの国際目標として「SDGs(持続可能な開発目標)」が採択されました。「SDGs」は、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、誰一人として取り残されないことを目指したものです。今後、さらに多くの企業や事業所がこの「SDGs」に重視し、地域貢献活動に取り組むことが予想されます。

さらに、外国人住民が増えている中で、外国人は地域にとっても大切な存在になっています。外国人の中にも日本の文化を知る機会や地域住民と交流したいと考えている人は多く、地域で共に生きる存在として考えることもSDGsを踏まえた取り組みとして大切です。



(持続可能な開発目標)

SDGs (Sustainable Development Goals)

2. 今後の方向性

今後は、関係者それぞれが取り組んでいることとも関連しながら、福祉教育をさらに発展させていくことが大切です。その際に、福祉教育を特定の地域生活課題の解決を目指すための取り組みとして捉えるのではなく、地域共生社会（共に生きる社会）を目指して地域に暮らす一人ひとりの、ふだんのくらしのしあわせについて考える「ふくしの学び合い」であると捉えることが大切です。県内で取り組まれていることも参考に、それぞれの地域の特色を活かした「ふくしの学び合い」の展開を考えていきます。

（1）世代や文化を超えたつながりを育む取り組み

高齢者や障がいのある人に限らず、子ども、若者、外国人住民など、多様な人々が共に学び合う機会をつくるのが大切です。世代や文化の違いを越えて関わる中で、相互理解や共感を育てます。

すべての人がかけがえのない存在として、差別や排除されたりすることなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、社会生活のなかでともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができる「共に生きる力」を育む取り組みを推進していきます。



写真 津和野町：障がい者スポーツを通じて地域住民と交流する生徒の様子

（2）教育とボランティア活動を近づける取り組み

「しまね教育振興ビジョン」との関連を意識し、学校教育・社会教育における福祉教育を「ふくしの学び合い」として推進していくことを目指します。

例えば、島根県内では、学校の長期休暇（主に夏休み）を活かして児童・生徒にボランティア活動や地域の取り組みに触れる機会を作る「サマーボランティアスクール」が行われています。地域の福祉施設や保育所だけでなく、公民館などの地域の拠点で活躍するボランティア団体を知るきっかけにもなっています。

その際、社協には学校と地域活動をつなぐ調整役として、積極的に学校に出向き、活動場所の紹介や情報提供を行うことも必要です。



写真 益田市：地域のボランティア団体と一緒に児童と交流する生徒の様子

(3) 企業の力を活かした取り組み

近年、SDGsへの関心の高まりとともに、企業や事業所が地域貢献活動に取り組む動きが広がっています。企業が持つ人材、専門性、ネットワークを「ふくしの学び合い」に生かすことで、学びの幅をさらに広げることができます。

例えば、企業の専門性を活かし、地域の防犯や防災意識の向上につなげる取り組みが行われています。こうした取り組みは、高齢者だけでなく、子どもや働き世代などが社会と出会う機会を広げるとともに、企業にとっても地域との関係を深めるきっかけになっています。



写真 浜田市：社協・大学生・企業が協同した「高齢者スマホ相談会」の様子

これらの取り組み以外にも、既存の枠組みにとらわれない協同実践の形が県内で多く広がっています。

3. 「しまね福祉教育推進ビジョン」を踏まえた島根県社協の取り組み

島根県社協では、本ビジョンで整理した内容を踏まえ、各地域での実践に結びついていくことや仕組みづくりを支援するため、主に以下の視点を持って取り組みます。

(1) 「ふくしの学び合い」を推進する人材の育成

① 「ふくしの学び合い」の共通理解の形成

「ふくしの学び合い」の実践には、社協職員だけでなく、福祉施設、学校、NPO、企業など多様な関係者との協同が重要です。こうした様々な地域関係者において共通理解が形成できるよう研修の実施や研修受講を積極的に働きかけます。

② ビジョンを活用した体系的研修の実施

「ふくしの学び合い」を社協が目的とする地域福祉推進の基盤として位置づけ、理念や目的、進め方の共有を図るとともに、社協職員一人ひとりが福祉教育的機能を担うという意識の醸成に努めます。そのうえで、本ビジョンの内容を踏まえながら、包括的支援体制の整備や権利擁護などの政策動向の基盤としても欠かせない取り組みであることを共有していきます。

(2) プラットフォームの推進

① 県域プラットフォームの推進

広域的な研修の企画、教材開発、情報交換の場等を県域のプラットフォームによって推進し、市町村社協の実践を支援します。

② 協同実践のプラットフォームの推進

社協、学校、地域、福祉施設、企業などが集まり、具体的な授業づくりやプログラム企画を共に行う協同実践のプラットフォームづくりを推進します。

(3) 新たな実践の支援

県内においてモデルとなる取り組みをひろげるとともに、これまでの枠組みに捉われない取り組みを積極的に支援し、ビジョンの具体化を目指します。さらに、「ふくしの学び合い」の視点で実践の成果と課題を検証し、県内の取り組みの深化を目指します。

(4) 広報・啓発

① ビジョンの普及

関係団体、教育機関、行政等への説明機会を計画的に設けたり、各種会議や研修の場を活用しながら、広くビジョンの共有を図ります。

② 県民へのわかりやすい発信

福祉教育が特定の組織や分野の取り組みではなく、地域に暮らす一人ひとりにとって「自分ごと」として伝わるよう、あらゆる媒体を活用した発信に努めます。

「しまね福祉教育推進ビジョン」の全体イメージ

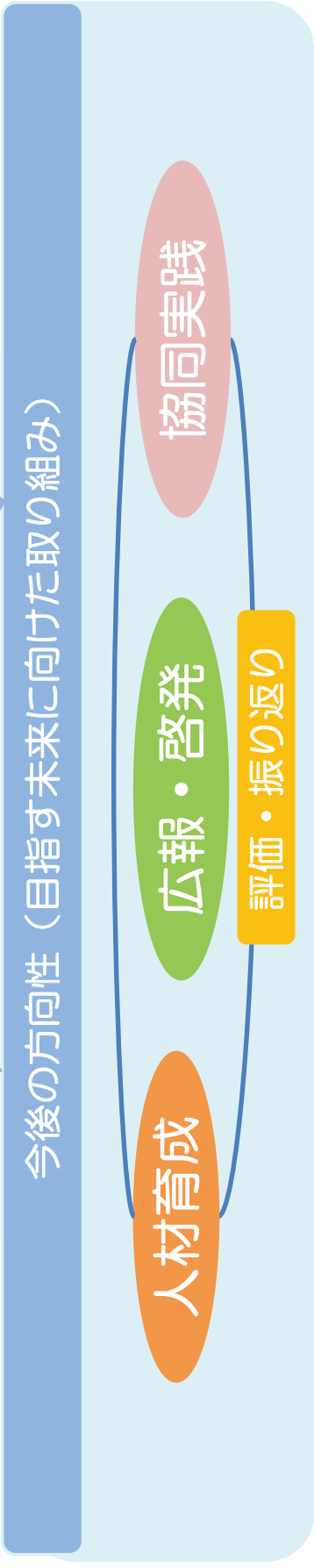


島根県の現状

- ◇少子高齢化
- ◇人口減少・人口流出
- ◇多文化社会の進展
- ◇地域の「つながり」の変容

福祉教育とは

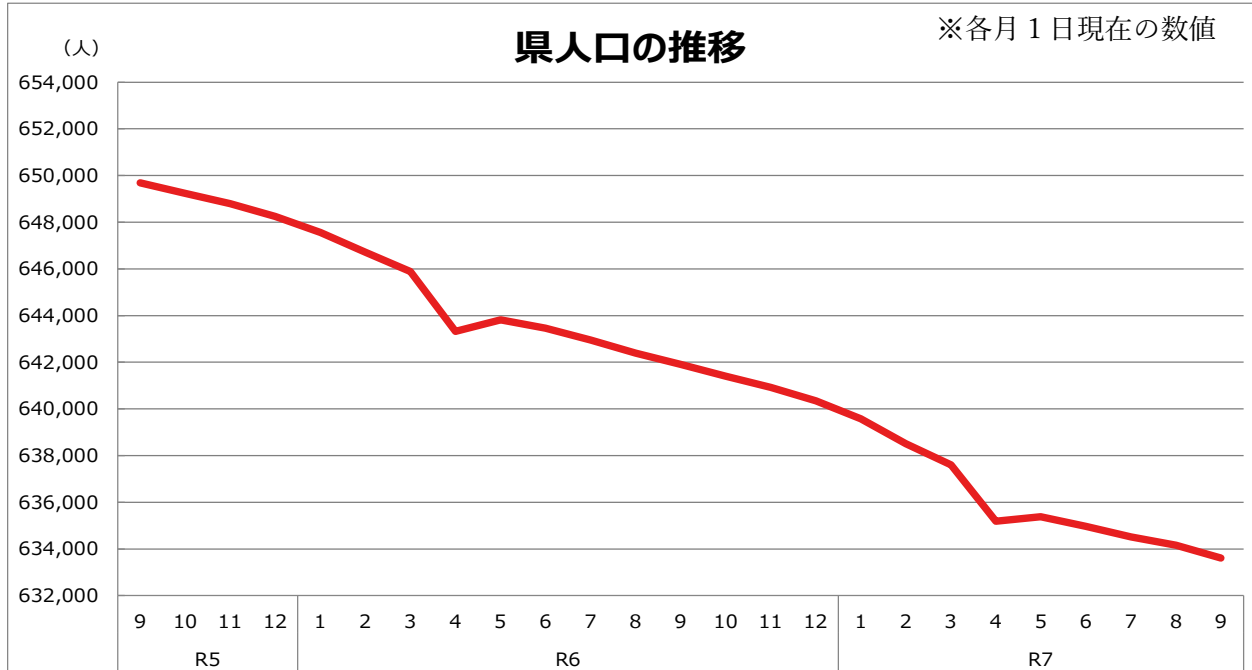
- ◇住民の主体形成を促す
- ◇共感・当事者性を育む
- ◇地域の特色を学びにする
- ◇連携・協同で取り組む



資料編

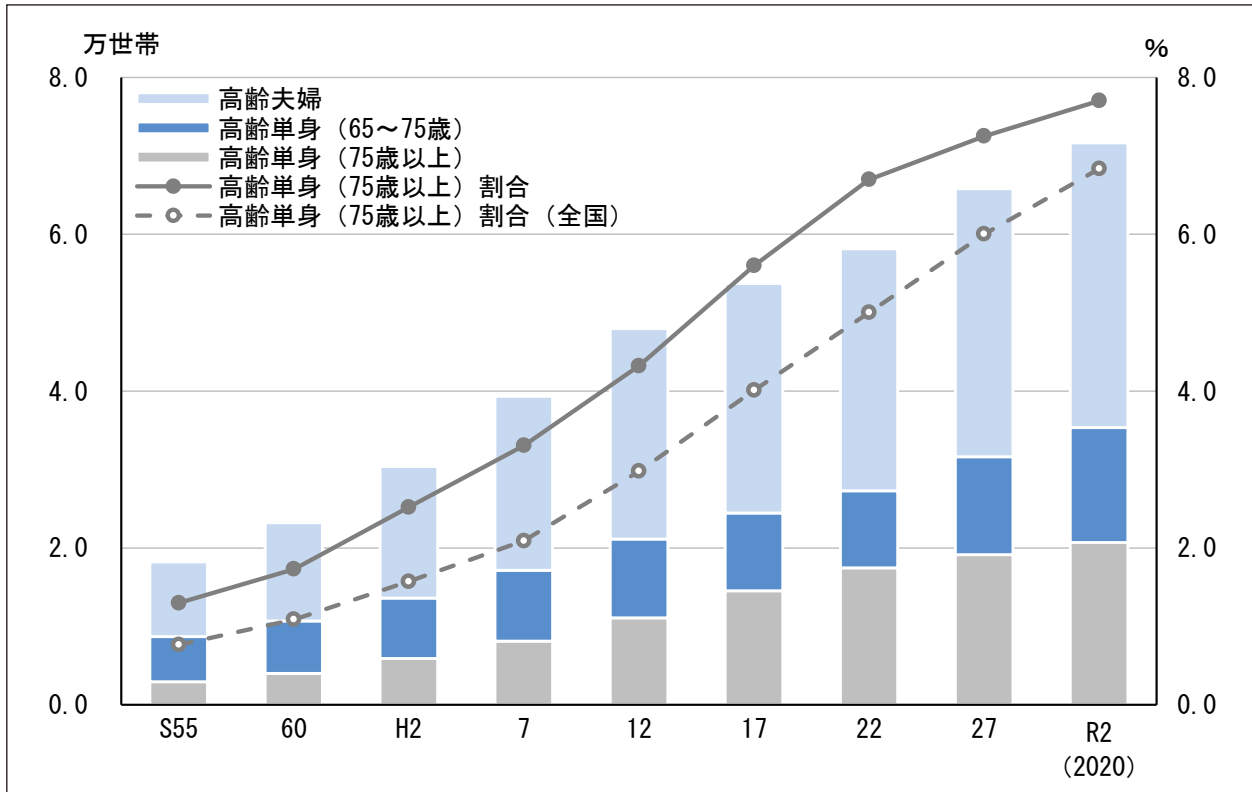
1. 統計資料

表1 島根県人口の推移



出典：しまね統計情報データベース「島根県の推計人口（令和7年9月1日現在）」,2025. 9

表2 高齢者世帯の推移



出典：島根県 HP「第9期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」,2024. 3

表3 集落の高齢化率と世帯数の状況

■ 集落の高齢化率と世帯数の状況（集落人口調査）

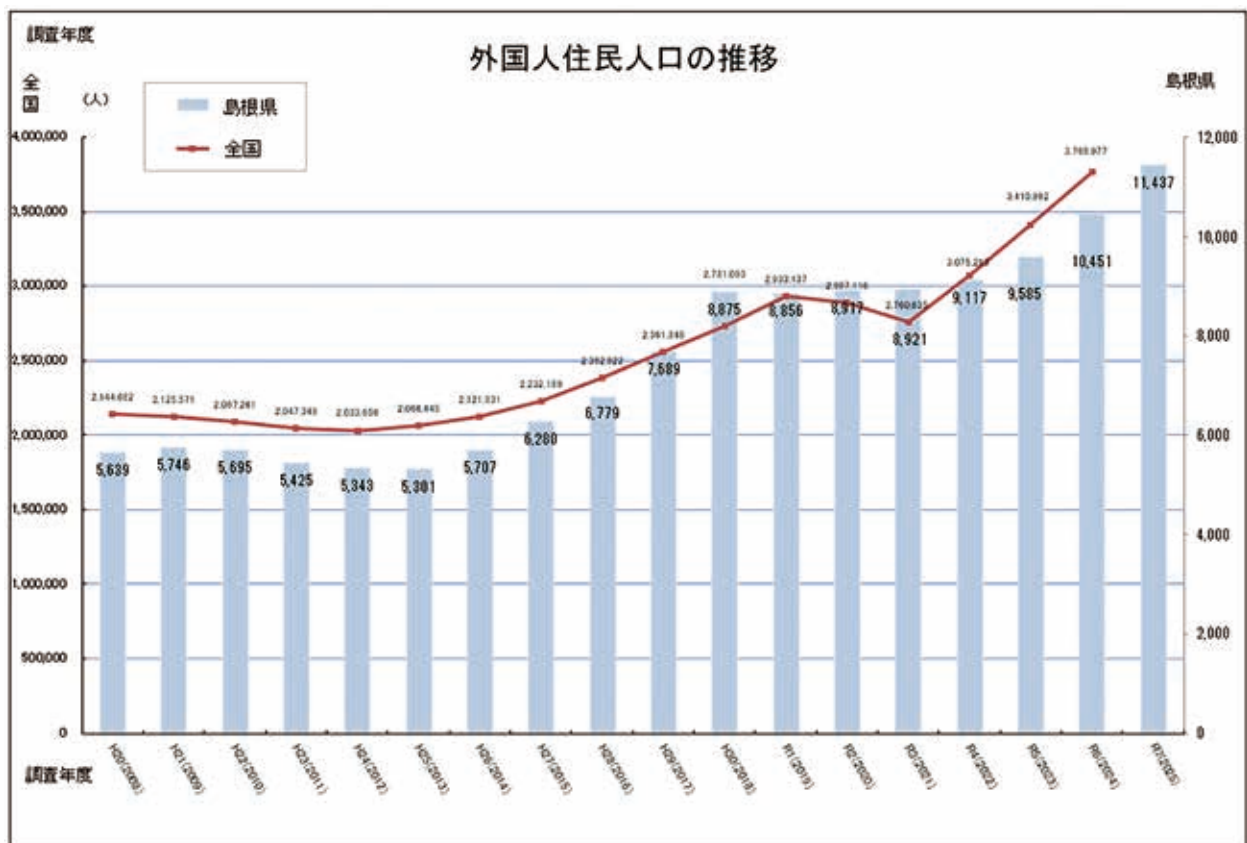
令和5年

高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下 179集落（4.8%）
 高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下 918集落（24.5%）

90%以上	39	25	7	3	4	5	1	2	1	16	合計 3,748
80%以上	10	35	14	5	2	2	0	0	0	2	
70%以上	9	61	50	32	15	9	4	1	0	4	
60%以上	17	65	92	67	48	34	22	11	5	16	
50%以上	13	82	145	147	107	70	62	46	32	121	
40%以上	8	55	102	116	130	94	98	61	64	334	
30%以上	8	35	55	64	56	51	42	36	42	289	
20%以上	14	11	20	14	12	16	11	9	15	155	
10%以上	1	8	8	5	8	2	4	2	3	38	
0%以上	16	21	10	8	2	7	4	3	6	15	
(戸数)	~4戸	~9戸	~14戸	~19戸	~24戸	~29戸	~34戸	~39戸	~44戸	45戸~	

出典：島根県HP「島根県中山間地域実態調査結果」,2023

表4 外国人住民人口の推移



出典：島根県HP「多文化共生の推進」,2026

2. 参考資料

- ・原田正樹「福祉教育の理論と実践方法～共に生きる力を育むために～」、全国社会福祉協議会、2022
- ・島根県社会福祉協議会「しまね流ふくし教育推進指針」、2020
- ・島根県社会福祉協議会「ふくし教育のススメ～『体系的なふくしの学び』で地域とつながる～」、2025

3. 協議経過

時 期	内 容
令和7年 7月9日(水)	<p><第1回委員会></p> <p>1. 導入</p> <p>(1) 福祉教育推進指針策定委員会について</p> <p>(2) 住民の主体形成となる福祉教育</p> <p>2. 意見交換</p> <p>(1) 各機関の取り組みと現状について</p>
令和7年 11月20日(木)	<p><第2回委員会></p> <p>1. 説明</p> <p>(1) しまね福祉教育推進ビジョン(素案)について</p> <p>2. 意見交換</p> <p>(1) 島根県の現状について</p> <p>(2) 福祉教育の視点や進め方について</p> <p>(3) 関係者が持つ視点と具体的な取り組みについて</p>
令和8年 2月27日(金)	<p><第3回委員会></p> <p>1. 説明</p> <p>(1) しまね福祉教育推進ビジョン(案)について</p> <p>2. 意見交換</p> <p>(1) 「しまね福祉教育推進ビジョン」を踏まえた県社協の取り組みについて</p> <p>(2) 「しまね福祉教育推進ビジョン」の普及に向けて</p>

福祉教育推進指針策定委員会 委員・アドバイザー名簿

(委員)

(任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日)

氏名	所属・職名	備考
加藤 寿朗	国立大学法人島根大学大学院教育学研究科 教授	委員長
田原 秀樹	島根県福祉教育推進協議会 副委員長	
大國 亨	島根県教育庁社会教育課 社会教育スタッフ 企画幹	
高橋 賢史	特定非営利活動法人 緑と水の連絡会議 副理事長 青少年育成島根県民会議 会長	
飯田 啓介	社会福祉法人大田市社会福祉協議会 地域福祉課 課長	

(アドバイザー)

氏名	所属・職名	備考
井岡 仁志	LOCALISM LAB. (ローカリズム・ラボ) 代表	

